

2018年3月

お得意様各位

丸石製薬株式会社

薬価基準収載名および薬価基準収載医薬品コード変更のご案内

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年3月5日付 厚生労働省告示第46号「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件」により、同年4月1日から下記品目の薬価基準収載名(統一名収載・銘柄別収載)が変更となります。それに伴い薬価基準収載医薬品コードも変更されますのでご案内申し上げます。

平成30年4月1日以降は、変更後の薬価基準収載名による保険請求となります。

今後とも倍旧のお引き立てを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

謹白

記

【銘柄別収載から統一名収載への変更】

薬価基準収載名(変更前)	包装	薬価基準収載名(変更後)	薬価基準収載医薬品コード	
			変更前	変更後
(局)スルピリン水和物原末「マルイシ」	500g	㊟スルピリン水和物	1144005X1282	1144005X1010
(局)単シロップ(丸石)	500mL	㊟単シロップ	7142001X1171	7142001X1015
(局)カリ石ケン「ニッコー」	500g	㊟カリ石ケン	2662700X1104	2662700X1015
(局)フェノール・亜鉛華リニメント「ニッコー」	500g	㊟フェノール・亜鉛華リニメント	2649804X1192	2649804X1010
(局)マクロゴール軟膏(日興製薬)	500g 15kg	㊟マクロゴール軟膏	7123700M1059	7123700M1016
(局)流動パラフィン「マルイシ」	500mL	㊟流動パラフィン	7121718X1140	7121718X1018

以上